

国立三瓶青少年交流の家 施設使用料金に係る一部免除申請書

(あて先)

国立三瓶青少年交流の家 所長

「独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程」第3条に基づき、次のとおり施設使用料金の一部免除を申請します。

令和 年 月 日

団体名										
代表者	職名						氏名			
使用年月日	令和	年	月	日	~	月	日			
理由 (いずれかに☑)	学校(部活・サークルを含む)の利用であり、かつ、要保護・準要保護世帯の子供(小学生~高校生)及びその保護者である。									
	経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体の利用であり、かつ、子供(小学生~高校生)及び大人(その保護者や団体指導者)である。 当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。 大人については、子供たちの活動に帯同する場合やその活動の下見が対象である。									
対象人数	施設利用者数					人				
	うち 免除申請者					人				

国立三瓶青少年交流の家 施設使用料金に係る一部免除承認書

国立三瓶青少年交流の家 の施設使用料金に係る一部免除申請について、次のとおり承認します。

団体名										
使用年月日	令和	年	月	日	~	月	日			
対象人数	施設利用者数					人				
	うち 免除申請者					人				

令和 年 月 日

国立三瓶青少年交流の家 所長

【決裁欄】 団体NO: 利用NO:

所長	次長	企画指導専門職	事業推進係	受付

L1	L2
国立 青少年 の家	()
国立大雪青少年交流の家	(月)
国立岩手山青少年交流の家	(火)
国立磐梯青少年交流の家	(水)
国立赤城青少年交流の家	(木)
国立能登青少年交流の家	(金)
国立乗鞍青少年交流の家	(土)
国立中央青少年交流の家	(日)
国立淡路青少年交流の家	-
国立三瓶青少年交流の家	-
国立江田島青少年交流の家	-
国立大洲青少年交流の家	-
国立阿蘇青少年交流の家	-
国立沖縄青少年交流の家	-
国立日高青少年自然の家	-
国立花山青少年自然の家	-
国立那須甲子青少年自然の家	-
国立信州高遠青少年自然の家	-
国立妙高青少年自然の家	-
国立立山青少年自然の家	-
国立若狭湾青少年自然の家	-
国立曾爾青少年自然の家	-
国立吉備青少年自然の家	-
国立山口徳地青少年自然の家	-
国立室戸青少年自然の家	-
国立夜須高原青少年自然の家	-
国立諫早青少年自然の家	-
国立大隅青少年自然の家	-

